

春日部市立中学校等
部活動のあり方に関する方針

平成30年12月
春日部市教育委員会

1 市方針策定の趣旨等

部活動は、生涯にわたってスポーツ、文化及び科学等に親しむ能力や態度を育てるとともに、健康で豊かで充実したものにし、学校の授業や学校行事などでは得られない貴重な体験ができる場であるが、学校を取り巻く環境や社会が大きく変化している中、中学校における部活動についても、その「在り方」が変化してきている。

平成元年の中学校学習指導要領の改訂においては、「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする。」と示された。このことにより、クラブ活動については時間割に位置付けず、その代わりに全生徒に部活動への加入を義務付ける中学校が増加した。

さらに、平成10年の学習指導要領改訂では、特別活動の内容構成の見直しにより、クラブ活動は小学校を除いて、中学校では全面廃止となった。その後、平成20年の学習指導要領の改訂では、生徒の自主的、自発的な参加により行われることや、スポーツや文化及び科学等に親しませること、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することと示されており、平成29年の学習指導要領の改訂では、これに加えて教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする、学校教育における部活動の位置づけが明記された。

「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）では、学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、埼玉県のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきたことや、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きいといえることなどが明記されている。

しかし、適正・適切な休養を伴わない「行き過ぎた活動」は、教員、生徒ともに、様々な無理や弊害を生むこと、教員の勤務負担の軽減のみならず、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点からも、休養日の設定の徹底をはじめ、部活動の大胆な見直しを行い、適正化を推進することが文部科学省（国）からも通知があった。

また、平成29年12月22日中央教育審議会では、これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務を行う場合であっても、必ずしも教員が担わなければならない業務でなく、部活動指導員をはじめとした外部人材など教員以外の者が担うことも積極的に検討すべきであると示された。

そこで、春日部市教育委員会では、「県方針」に則り「春日部市立中学校等 部活動のあり方に関する方針」（以下「市方針」という。）を策定した。

春日部市教育委員会では、春日部市立の中学校等を支援し、「うれしい部活動」の実現を目指していく。そして、春日部市立に通う全ての中学生等が誇りを持って部活動ができることを支援していく。

なお、「市方針」では運動部に加え、文化部も対象とした部活動全体の方針としている。

2 部活動の意義

【運動部活動の運営等に係る指導の手引き（平成30年7月）】

部活動は、学校において計画する教育活動で、顧問教師の指導の下、スポーツや文化及び科学等に興味と関心を持つ同好の生徒で組織し、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の技能や記録に挑戦したり、スポーツや文化及び科学等本来の楽しさや喜びを味わったりする自主的・自発的な活動であり、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図る上で、極めて大きな意義を持つ教育活動である。

3 部活動の位置づけ

【中学校学習指導要領 第1章 総則 第4の2】 中学校学習指導要領（平成20年3月告示）

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との関連などの運営上の工夫を行うようにすること。

【中学校学習指導要領 第1章 総則 第5の1】 中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

4 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定と公表

- ア 校長は、市方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下、「学校方針」という）を策定する。
- イ 校長は、学校方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ウ 校長は、活動日及び休養日並びに活動時間等が適切に設定されているか、活動計画及び活動実績を確認し、必要な措置を講ずる。
- エ 部顧問は、学校方針に則り、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- オ 部顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画を生徒及び保護者に公表する。
- カ 教育委員会は、上記ア、ウに関して、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則の規定される部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- イ 校長は、部活動の新設、統合、休止、廃止等については、生徒及び保護者の意向についても配慮するよう努める。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 校長は、部活動の顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- オ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年度2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- カ 教育委員会は各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に活用する。
- キ 教育委員会は、部顧問、部活動指導員等を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ク 教育委員会は、部活動指導員等の活用に当たっては研修を行う。

5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 教育委員会は、学校における上記アの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ウ 部顧問は生徒の調和のとれた発達に資するよう、活動時間や休養日について配慮する。
- エ 運動部顧問は、生徒の発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られ

る指導を行う。

オ 文化部顧問は、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部顧問、部活動指導員等は県教育委員会が作成する指導手引きや各スポーツ競技団体等が作成する指導手引等を利用して指導を行う。

6 適切な休養日の設定

部活動における休養日及び活動時間については、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日及び活動時間

ア 平日（月～金）について

- ①休養日を1日以上設ける。
- ②1日の活動時間は朝練習等を含め2時間程度とする。
- ③活動計画以外の練習等を行わない。

イ 週休日（土・日）について

- ①休養日を1日以上設ける。
- ②活動時間を3時間程度とする。
- ③大会、コンクール等への参加等でやむを得ず週末を両日活動した場合は、休養日を振り替える。

ウ 祝日について

6 (1) イ②に準ずる。

エ 長期休業中

- ①6 (1) ア、イ、ウの規定に準ずる。
- ②長期の休養期間（オフシーズン）を1週間程度設ける。

オ 活動時間等の範囲

練習試合や合奏など、通常とは異なる活動を行う場合や、大会・コンクール等の前は、6 (1) ア、イ、ウ、エに規定する活動時間等の限りではない。ただし、生徒・保護者への周知理解を図るとともに、生徒の健康に十分配慮し、計画的に実施するものとする。

(2) 春日部市共通休養日

8月11日～16日、11月14日、12月29日～1月3日

※ 全国大会等、校長が認める場合は、活動を許可する。

7 生徒の実態を踏まえた環境の整備

(1) 生徒の実態を踏まえた部の設置

- ア 校長は、学校の実態に応じて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。
- イ 教育委員会及び校長は、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。
- ウ 校長は、学校の実態に応じて、柔軟に入部・退部・転部・兼部を行えるように配慮する。

(2) 地域との連携等

- ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
- イ 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置づけられる活動については、学校の施設開放事業や社会教育施設等との連携を推進する。
- ウ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育やスポーツ、文化及び科学等の活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、上記ア、イの取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

8 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1) 教育委員会は、学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度の負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者に要請する。
- (2) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。